

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

畜産物流通調査（と畜場統計調査票（日別））

### 2 調査の目的

畜産物流通調査は、畜産物のと畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定対策等に資することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体  
その他）

ア又はイのいずれか。

ア と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）の規定に基づく政令で定める市（以下「都道府県等」という。）の知事又は市長（以下「知事等」という。）の許可を受けて設置されたと畜場のうち、成牛（おすは除く。）及び豚それぞれのと畜頭数の合計が全国のと畜頭数の 50%以上（令和 2 年実績）となるまでのと畜頭数上位のと畜場

イ 都道府県等のうち、アのと畜場のと畜頭数の把握及び調査への協力が可能な都道府県等

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約 40 と畜場

ただし、当該と畜場に係る報告を地方公共団体から得られる場合は、当該地方公共団体を報告者とする。

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

5 年おきに畜産物流通調査（と畜場統計調査（月別））の結果により成牛（おすは除く。）及び豚それぞれのと畜頭数の合計が全国のと畜頭数の 50%以上（令和 2 年実績）となるまでのと畜頭数上位のと畜場を選定する。

なお、と畜検査を行う都道府県等において、前段で選定したと畜場に係ると畜頭数の把握及び調査への協力が可能な場合は、と畜場からの回答に代えて、都道府県等から回答を得る。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

豚及び成牛のと畜頭数

なお、成牛については、畜種（和牛、乳牛、交雑牛及びその他の牛）別、性（めす及び去勢）別に把握を行う。

〔集計しない事項の有無〕 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

と畜作業が行われた日

## 6 報告を求めるために用いる方法

### (1) 調査系統

- ア 農林水産省本省－報告者
- イ 農林水産省本省－民間事業者－報告者

### (2) 調査方法

- 郵送調査 オンライン調査(政府統計共同利用システム 独自のシステム
- 電子メール) 調査員調査 その他(電話・FAX)

[調査方法の概要]

報告者が、オンライン(農林水産省独自システム又は電子メール)により報告を行う自計調査の方法により行う。

ただし、報告者が関係諸帳簿の提供による調査を希望する場合は、調査業務を受託した民間事業者が、報告者からの電話による聞き取り、電子メール、FAXのいずれかによる関係諸帳簿の収集(他計調査)により行う。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
- その他(と畜作業が行われた日)

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

原則としてと畜作業が行われた日の当日

## 8 集計事項

### (1) 調査対象と畜場における豚及び成牛のと畜頭数(合計(実数))

### (2) 全国のと畜場における豚及び成牛のと畜頭数(合計(推計値))

なお、成牛については、畜種(和牛、乳牛、交雑牛及びその他の牛)別、性(めす及び去勢)別に集計又は推計を行う。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表・非公表の別(全部公表 一部非公表 全部非公表)

### (2) 公表の方法(e-Stat インターネット(e-Stat以外) 印刷物 閲覧) インターネット(農林水産省ホームページ及びe-Stat)により公表する。

### (3) 公表の期日

原則として調査が行われた日の当日に公表する。

## 10 使用する統計基準等

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他( )
- 使用しない

本調査は、と畜場法に基づきと畜検査を行う都道府県等又は知事等の許可を受けて設置されたと畜場を調査対象としており、産業別の調査及び調査結果の表章を行うことを目的とするものではないことから、統計基準を使用していない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

### (1) 調査票情報の保存期間

ア 記入済み調査票：3年保存

イ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年保存

### (2) 保存責任者

農林水産省大臣官房統計部長

## 調査計画

- 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）  
畜産物流通調査（と畜場統計調査票（月別））

### 2 調査の目的

畜産物流通調査は、畜産物のと畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定対策等に資することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲（全国 その他）  
(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体  
その他）

ア又はイのいずれか。

ア と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）の規定に基づく政令で定める市（以下「都道府県等」という。）の知事又は市長（以下「知事等」という。）の許可を受けて設置されたと畜場

イ 都道府県等のうち、アのと畜場のと畜頭数の把握及び調査への協力が可能な都道府県等

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

- (1) 報告者数

約 170 と畜場

ただし、当該と畜場に係る報告を地方公共団体から得られる場合は、当該地方公共団体を報告者とする。

- (2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

前年の本調査の結果により作成した「と畜場別肉畜処理実績一覧表」を利用し、と畜場法に基づき知事等の許可を受けて設置されたと畜場を選定する。

なお、と畜検査を行う都道府県等において、前段で選定したと畜場に係ると畜頭数の把握及び調査への協力が可能な場合は、と畜場からの回答に代えて、都道府県等から回答を得る。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項

ア 豚、牛（成牛・子牛別）及び馬のと畜頭数

なお、成牛については、畜種（和牛、乳牛、交雑牛及びその他の牛）別、性（めす、去勢及びおす）別に把握を行う。

ただし、本調査対象のうち、と畜場統計調査（日別）の調査対象とされたと畜場については、と畜場統計調査（月別）の報告事項のうち、と畜場統計調査（日別）で把握している事項の再報告は求めない。

イ 子牛及び馬の枝肉重量

都道府県別にと畜頭数を上位順に並べ、全国のと畜頭数に占める割合が 5 割を

占める都道府県を選定の上、選定された都道府県において、調査協力が得られると畜場についてのみ把握する。

また、選定された都道府県において、調査協力が得られると畜場がない場合は、全国のと畜頭数に占める割合が5割を占めるよう都道府県を追加選定する。

なお、廃業があった場合は、再度選定し直すこととする。

[集計しない事項の有無]  無  有

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施月の前月1か月間

## 6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

ア 農林水産本省 — 地方農政局等 (注) — 報告者

イ 農林水産本省 — 地方農政局等 — 調査員 — 報告者

(注) 地方農政局等とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む）をいう。

(2) 調査方法

郵送調査  オンライン調査 ( 政府統計共同利用システム  独自のシステム  
 電子メール)  調査員調査  その他 (FAX)

[調査方法の概要]

地方農政局等が郵送、FAX、オンライン（電子メール又は政府統計共同利用システム）により調査票を配布・回収する自計調査の方法により行う。

ただし、報告者がと畜情報を整備しており、協力が得られる場合には、当該情報により把握できる情報に限り、調査票の報告に代えて、当該書類を郵送若しくは FAX により提供、又は当該書類を磁気情報として作成している場合はオンライン（民間事業者が行うセキュアファイル交換サービスを利用し、データ送信時に暗号化技術を用いるなど情報漏洩を防ぐ措置を施す。）により提供を受ける。

また、報告者が、面接聞き取り又は関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、調査員による面接（他計調査）により行う。その際、感染症の発生、まん延等に起因し、面接聞き取りの調査が困難な場合に、調査員が電話等による聞き取りを行うことができるものとする。

## 7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1 回限り  毎月  四半期  1 年  2 年  3 年  5 年  不定期  
 その他 ( )

(1 年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査実施月の上旬

## 8 集計事項

(1) 豚、牛（成牛・子牛別）及び馬のと畜頭数（全国及び都道府県別）

(2) 豚、牛（成牛・子牛別）及び馬の枝肉生産量（全国及び都道府県別）

なお、成牛については、畜種（和牛、乳牛、交雑牛及びその他の牛）別、性（め

す、去勢及びおす) 別に集計を行う。

また、豚及び成牛の枝肉生産量は、別に実施する食肉卸売市場調査の結果を活用し、集計を行う。

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (  全部公表  一部非公表  全部非公表 )

(2) 公表の方法 (  e-Stat  インターネット (e-Stat 以外)  印刷物  閲覧 )  
月報及び年報とも、印刷物及びインターネット (農林水産省ホームページ及び e-Stat) により公表する。

(3) 公表の期日

ア 月報は、調査実施月の下旬までに公表する。

イ 年報は、調査実施年の翌年の3月末までに公表する。

## 10 使用する統計基準等

使用する →  日本標準産業分類  日本標準職業分類  その他 ( )

使用しない

本調査は、と畜場法に基づきと畜検査を行う都道府県等又は知事等の許可を受けて設置されたと畜場を調査対象としており、産業別の調査及び調査結果の表章を行うことを目的とするものではないことから、統計基準を使用していない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

ア 記入済み調査票：3年保存

イ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年保存

(2) 保存責任者

ア 記入済み調査票：地方農政局等の長

イ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：農林水産省大臣官房統計部長

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

畜産物流通調査（鶏卵流通統計調査票）

### 2 調査の目的

畜産物流通調査は、畜産物のと畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定対策等に資することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（全国 その他）

（2）属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体  
その他）

鶏卵集出荷機関（集出荷団体、集出荷業者、直接出荷する生産経営体等）

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約 170 集出荷機関（母集団の大きさ：約 1,700 集出荷機関）

（2）報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

前年の本調査の結果及び関係機関から収集した情報により作成した「鶏卵集出荷機関一覧表」を利用し、全国の鶏卵集出荷機関のうち 10 t 未満のものを除いた上で、集出荷量の合計が都道府県の総集出荷量の 60%以上となるまでの集出荷量上位の集出荷機関を調査対象とする。ただし、選定の結果、調査対象数が 2 以下となる都道府県については、調査対象数が 3 となるよう集出荷量上位の集出荷機関から追加で選定する。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

ア 集出荷団体及び集出荷業者における県内から集荷した鶏卵の集荷量

イ 直接出荷する生産経営体における鶏卵の出荷量

〔集計しない事項の有無〕 無 有

（2）基準となる期日又は期間

調査実施年の前年の 1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）

### 6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査系統

農林水産本省 — 民間事業者 — 報告者

（2）調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム

電子メール） 調査員調査 その他（FAX）

〔調査方法の概要〕

民間事業者が郵送、FAX、オンライン（電子メール又は政府統計共同利用システム）により調査票を配布・回収する自計調査の方法により行う。

なお、報告者は調査票の配布・回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に、民間事業者が各報告者に確認を行う。

ただし、報告者が、関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、関係諸帳簿を郵送又はFAXにより提供を受ける方法（他計調査）により行う。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

- 1回限り  毎月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期  
 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査の実施期間は、調査実施年の前年の12月上旬～調査実施年の1月下旬

ただし、令和3年12月上旬から令和4年1月下旬まで実施する令和3年調査に限り、高病原性鳥インフルエンザが発生した地域においては、防疫措置対応のため報告が困難となることから、報告が可能になった段階で、順次、調査を実施する。

## 8 集計事項

鶏卵の生産量（合計・月別、全国・都道府県別）

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

### (2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧） 印刷物及びインターネット（農林水産省ホームページ及びe-Stat）により公表する。

### (3) 公表の期日

調査実施年の3月下旬までに公表する。

## 10 使用する統計基準等

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）  
使用しない

本調査は、鶏卵の集出荷を行っている機関（集出荷団体、集出荷業者、鶏卵生産経営体）を対象に調査を行うことから、調査対象の選定に統計基準を使用していない。

また、本調査は、産業別の表章を行うことを目的とするものではないことから、調査結果の表章に統計基準を使用していない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

### (1) 調査票情報の保存期間

ア 記入済み調査票：3年保存

イ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年保存

### (2) 保存責任者

農林水産省大臣官房統計部長

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

畜産物流通調査（食鳥流通統計調査票）

### 2 調査の目的

畜産物流通調査は、畜産物のと畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定対策等に資することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体  
その他）

食鳥処理場

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約 130 処理場

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された食鳥処理場であって、年間処理羽数が30万羽を超える全ての食鳥処理場（厚生労働省が毎年公表している「と畜・食鳥検査等に関する実態調査」の「食鳥処理場名簿（食鳥検査対象施設）」の食鳥処理場）をすべて選定する。

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

肉用若鶏、その他の肉用鶏及び廃鶏の処理量（生体の羽数及び重量）

〔集計しない事項の有無〕 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の前年の1年間（1月1日～12月31日）

### 6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

農林水産本省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム  
電子メール） 調査員調査 その他（FAX）

〔調査方法の概要〕

民間事業者が郵送、FAX、オンライン（電子メール又は政府統計共同利用システム）により調査票を配布・回収する自計調査の方法により行う。

なお、報告者は調査票の配布・回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に、民間事業者が各報告者に確認を行う。

ただし、報告者が、面接聞き取り、関係諸帳簿の提供による調査を希望した場合は、調査員による面接、関係諸帳簿を郵送又は FAX により提供を受ける方法（他計調査）により行う。

## 7 報告を求める期間

### (1) 調査の周期

- 1 回限り  毎月  四半期  1 年  2 年  3 年  5 年  不定期  
 その他 ( )

(1 年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

### (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査の実施期間は、調査実施年の 1 月上旬～ 2 月下旬

ただし、令和 4 年 1 月上旬から 2 月下旬まで実施する令和 3 年調査に限り、高病原性鳥インフルエンザが発生した地域においては、防疫措置対応のため報告が困難となることから、報告が可能になった段階で、順次、調査を実施する。

## 8 集計事項

肉用若鶏、その他の肉用鶏及び廃鶏の処理量（全国）

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

### (1) 公表・非公表の別（ 全部公表 一部非公表 全部非公表）

### (2) 公表の方法（ e-Stat インターネット（e-Stat 以外） 印刷物 閲覧） 印刷物及びインターネット（農林水産省ホームページ及び e-Stat）により公表する。

### (3) 公表の期日

調査実施年の 5 月下旬までに公表する。

## 10 使用する統計基準等

- 使用する →  日本標準産業分類  日本標準職業分類  その他 ( )  
 使用しない

本調査は、食鳥の処理を行っている食鳥処理場を対象に調査を行うことから、調査対象の選定に統計基準を使用していない。

また、本調査は、産業別の表章を行うことを目的とするものではないことから、調査結果の表章に統計基準を使用していない。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

### (1) 調査票情報の保存期間

ア 記入済み調査票：3 年保存

イ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年保存

### (2) 保存責任者

農林水産省大臣官房統計部長

## 畜産物流通調査の復元推計方法について

### 1 と畜場統計調査

#### (1) と畜場統計調査（日別）

全国のと畜頭数は、と畜場統計調査（日別）結果に前年同月のと畜場統計調査（月別）結果から算出した係数（「全国のと畜頭数（月別）」÷「と畜場統計調査（日別）の調査対象におけると畜頭数（月別）」）を乗じて推計している。

#### (2) と畜場統計調査（月別）

復元推計はしていない。なお、と畜頭数及び枝肉生産量は、それぞれ以下のとおり算出している。

##### ア と畜頭数

都道府県別と畜頭数の結果の積上げにより算出している。

##### イ 枝肉生産量

都道府県別と畜頭数に、食肉卸売市場調査の結果から算出した1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出している。

### 2 鶏卵流通統計調査

都道府県別月別生産量は、次の式によって推計している。

$$P_i = \left( \frac{K}{T} + 1 \right) \times T_i$$

$P_i$  : 都道府県別の  $i$  月の生産量（自家消費量を含まない）

$T_i$  : 都道府県別調査対象集出荷機関の  $i$  月の集出荷量

$T$  : 都道府県別調査対象集出荷機関の前年1年間の集出荷量

$K$  : 都道府県別調査対象以外の集出荷機関の前年1年間の集出荷量（母集団情報として把握した値）

### 3 食鳥流通統計調査

復元推計はしていない。なお、処理羽数及び処理重量は、食鳥処理場別結果の積上げにより算出している。